



島根県報

令和5年12月15日（金）

号外 第 139 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始(2件)	(")	3

告 示

島根県告示第832号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町北浦491番2地先から同624番2地先まで	前	A	メートル 9.25～ 17.48	メートル 130.70	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 仮設道撤去
				B	7.50～ 10.57	146.80	
			後	A	9.25～ 17.48	130.70	

島根県告示第833号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	枕木山線	松江市枕木町字一ノ谷入口489番1地先から同488番1地先まで	メートル 38.65	令和5年12月15日	松江県土整備事務所	

島根県告示第834号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町七類2632番1地先から同1567番1地先まで	メートル 553.00	令和5年12月17日	松江県土整備事務所	